

ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ（素案） （心のバリアフリー）

1. 「心のバリアフリー」とは

○自分とは異なる特性、考え方又は行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

○本連絡会議の検討対象である障害者に対する「心のバリアフリー」に向けたポイントは以下の通り。

- ・障害者権利条約や障害者基本法に基づく障害者の人権が守られることを前提としつつ、障害者差別解消法を踏まえ、障害者への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底
- ・障害は誰にもいつかは訪れるもの（高齢による行動・認知障害）であり、障害者は特別な存在ではなく、共に感じ、生きていく存在であると認識
- ・障害についての基礎的知識や障害者の心理、障害種別に応じた接し方の基本の習得（障害の有無に関わらず、全ての人の尊厳を大切にすることをコミュニケーションスキルの獲得へ）
- ・障害者自身やその家族も「心のバリアフリー」とは何かを正確に理解し、バリアを解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることが出来ることが重要

以下、施策の検討及び実施においては、障害者の参画を基本として進めることとし、その際には、参画する障害者の障害特性に応じた適切な情報保障（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等による意思疎通支援等）を行う等、合理的配慮を行う。

2. 学校教育

障害者の人権を守り差別を行わないよう徹底するとともに、子どもの発達段階に応じて障害者に対する接し方（知識と技術）を教育することで、国民全体の「心のバリアフリー」を進める。子供への教育を通じて大人の意識改革を行う。

（具体的施策）

- 1) すべての子供達に「心のバリアフリー」の指導を
 - 2020 年以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳や体育、図工・美術、音楽などにおける障害者理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等の充実 [文部科学省]
 - (※調整中) これらの指導がクロスカリキュラム中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験となるための「心のバリアフリーノート」の作成 [文部科学省等]

- 2) すべての教員の「心のバリアフリー」の理解を
 - 教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実 [文部科学省]

- 3) 障害者や高齢者とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を
 - 障害者や高齢者との交流・共同学習を推進するために、文部科学省及び厚生労働省等が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害者支援関係団体などのネットワーク形成を促進 [文部科学省、厚生労働省]
 - 特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）を軸に、上記ネットワークを活用して、障害者や高齢者との交流・共同学習を実施し、その成果を踏まえ全面展開 [文部科学省]

- 4) 特別支援教育の充実を
 - 障害者の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児児童生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長を図ることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善・充実を図る [文部科学省]

- 5) 高等教育（大学）での取り組み
 - 大学等の教職員が集まる会議等において、「心のバリアフリー」の趣旨についての理解・啓発を諮ることにより、各大学等における積極的な取組を促す [文部科学省]

3. 企業における「心のバリアフリー」の取り組み

全ての企業活動の大前提として「心のバリアフリー」を捉え、企業の本来的使命として「心のバリアフリー」を推進する。

(具体的施策)

1) 企業における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、各企業で既に行われている好事例を抽出し、汎用性がある研修プログラムを策定し、中小企業を含め全国に広く展開(特に東京大会スポンサー企業にリーダーシップを取ってもらう。)[内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般]

※当事者参加かつ実践型

※経営者自らが率先して「心のバリアフリー」を学ぶ取組も実施

- 公務員に向けても、「心のバリアフリー」に関する研修の実施を検討[内閣官房等]

2) 接遇対応の向上

① 交通分野におけるサービス水準の確保

- Tokyo2020 アクセシビリティガイドライン及び東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編を踏まえた交通事業者向け接遇ガイドラインを策定し、普及を図る。[国土交通省]
- 障害者接遇研修の充実(カリキュラム、研修教材の作成等)
[国土交通省] ※当事者参加かつ実践型の研修

② 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

- 東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編を基に、観光・流通・外食等関係業界において接遇マニュアルを作成しその普及を図る等接遇向上に向けた取組を実施。[観光庁、経済産業省、農林水産省等]

※当事者参加かつ実践型

※雇用形態を問わず、従業員に対し、「心のバリアフリー」を徹底し、企業活動から国民全体へのすそ野の拡大を図る。

3) 障害者が活躍しやすい企業を増やす取組

- 「障害者雇用優良事業所の表彰制度」において、様々な職域において障害者が活躍できる企業等を表彰 [厚生労働省]

4. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方 (具体的施策)

- 東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。[内閣府防災、消防庁]
- 熊本地震への対応における避難行動要支援者の避難行動支援について検証を行い、その結果に応じた対応を行う。[内閣府防災]

5. 多機能トイレ →中間とりまとめ策定時に街づくりパートに反映 多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図る。 【街づくり分野の中間とりまとめ（素案）にも掲載】 [国土交通省等]

6. 国民全体に向けた取組み

1) 障害者の社会参加の促進

- 障害者による大会及び大会後のボランティア活動の促進 [内閣官房、厚生労働省]
- 「障害者雇用優良事業所の表彰制度」において、様々な職域において障害者が活躍できる企業等を表彰 [厚生労働省] (再掲)

2) 健常者と障害者がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進

- 健常者のスポーツ大会と障害者のスポーツ大会等の融合 [スポーツ庁]
- ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげるとともに、同施設の見学等を通じ公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる

[スポーツ庁]

- 2020年パラリンピック東京大会を多くの児童・生徒・学生が観戦するなど、興味関心を持っていただけるような取組を推進 [スポーツ庁]

3) 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

- 2020年に全国の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施すべく、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」） [文部科学省]

4) 障害者への理解促進や障害者へ配慮する行動の促進

- 市町村や事業者と連携し、障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等を実施 [内閣府、法務省]
- 障害者支援関係団体が主体となって、障害者と健常者の接点を創るイベント等を開催 [厚生労働省]
- 大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等幅広いボランティア活動実施者に対し、障害者の人権を守り差別を行わないよう徹底するとともに障害者に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める [内閣官房]
- 人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを活用した広報活動 [法務省、内閣府]
- 公共的な広報活動を行う団体に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請 [内閣官房]

以 上